

会津若松商工会議所青年部会員募集要綱

1. 目的

本青年部は、会員相互の親睦と連携を密にし、青年経営者並びに後継者としての経済知識及び経営技術の向上と企業の近代化を図り、会津若松商工会議所の事業活動への参画、協力を通じて地域内における商工業の振興を図り、併せて社会一般の福祉の増進に寄与すること。

2. 事業の内容

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) 商工業に関する講習会、研究会、懇親会等の開催
- (3) 商工業及び青年部に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、先進地視察等
- (4) 商工業の振興及び社会一般の福祉に寄与する事業の開催並びに協力
- (5) 会議所からの委託された事業を行う
- (6) 会報等の発行
- (7) 関係諸団体との連絡協調を図ること

3. 会員資格

会津若松商工会議所の会員事業所の経営者・役員並びに後継者で、年齢20才以上満45歳以下の者とする。

4. 会費

年会費 40,000 円 期間 4月1日～翌3月31日まで

5. 申込場所

会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所青年部事務局 芳賀
TEL 27-1212 FAX 27-1207

※顔写真(縦4cm×横3cm程度) データをn-haga@aizu-cci.or.jpまで送付のうえお申込ください。

なお、不明な点がございましたら担当者までお問い合わせください。

令和 年 月 日

会 員 加 入 申 込 書

会津若松商工会議所青年部会長 様

私は、会津若松商工会議所青年部の趣旨に賛同し加入いたしたく申込みます。

ふ り が な

○氏 名 _____ 印

○生 年 月 日 昭・平 年 月 日 生 (現在満 才)

○希望所属委員会 _____ 委 員 会

○事業所名 _____

○代表者又は事業主名 _____

○業種及び取扱商品 _____

○事業所の所在地 会津若松市 _____

TEL - - FAX - -

URL: _____ 携帯 - -

○申込人住所 会津若松市 _____

TEL - -

○申込人の事業所での地位 _____

○代表者証明欄 (申込者が経営者・後継者・役員以外の方のみ)

印

○他の団体に所属していればその所属団体名 (例：○○○青年会等)

※事務局記入欄

○推薦者名 会 長 _____ 印

副会長 _____ 印

○紹介者名 _____

※申込み年月日は必ずご記入ください。

会津若松商工会議所青年部会員台帳

ふりがな

◎氏名 _____ ●生年月日 S・H _____ ●血液型 _____

◎住所 ●自宅：市内 _____ ●TEL () - _____

◎事業所：市内 _____ ◎TEL () - _____

◎URL _____ ●携帯 - - _____

●E-Mail ●会社 _____ @ _____ ●個人 _____ @ _____

●特殊技能（資格） _____ ◎事業所 FAX () - _____

◎事業所名 _____ ◎役職名 _____

◎業種 _____ ◎営業品目 _____

◎会社の特色（PRなどご記入ください）

●家族構成

| | 氏名 | 生年月日 |
|----|----|------|
| 父 | | |
| 母 | | |
| 妻 | | |
| 子供 | | |
| 〃 | | |
| 〃 | | |
| 祖父 | | |
| 祖母 | | |

●他の団体に所属していればその所属団体名（例 ○○○会）

●趣味・特技 _____ ●最終学歴 _____

※ご記入頂いた情報は、青年部からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、青年部会員名簿には◎のみ掲載いたします。

会津若松商工会議所青年部要綱

【第1章】 総 則

第1条 名 称

本青年部は、会津若松商工会議所青年部と称する。

第2条 目 的

本青年部は、会員相互の連携を密にし、青年経済人としての経済知識及び経営技術の向上と企業の近代化を図ると共に会津若松商工会議所の事業への参画・協力を通じて地域内における商工業の振興を図り、併せて地域社会の開発・発展、並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条 事 業

本青年部は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- ①会員相互の親睦を図るための事業を行うこと。
- ②商工業に関する講演会・研究会・懇談会等を開催すること。
- ③会津若松商工会議所青年部としての意見を、会津若松商工会議所会頭に上申すること。
- ④会津若松商工会議所等の諮問に応じて答申すること、並びに委託された事業を行うこと。
- ⑤商工業及び青年部に関する調査研究並びに情報及び資料の収集・先進地視察を行うこと。
- ⑥商工業の振興、及び社会一般の福祉、地域社会の開発・発展、並びに福祉の増進に寄与する行事を開催し、又これらの開催に協力すること。
- ⑦会報等の発行を行うこと。
- ⑧政府並びに関係当局の諸政策に対する意見を具申し、又は建議すること。
- ⑨関係諸団体との連絡・協調を図ること。
- ⑩前各号に掲げるものの他、本青年部の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

【第2章】 会 員

第4条 会員の資格

本青年部の会員は、会津若松商工会議所の会員事業所の経営者・役員及び後継者で年齢20才以上45才以下とする。

- 2.会員事業所を代表する者からの推薦者で第1項に定める年齢の者は会員の資格を有する。
- 3.役員が任期内に45歳を越える場合、任期満了まで会員の資格を有する。
- 4.商工会議所青年部上部団体へ出向等する者（以下、この要綱において「出向者」という。）は、前項に係らず出向期間は、会員の資格を有する。
- 5.いずれの場合においても定員は、会員事業所より1名とする

第5条 加 入

会員になる事を希望する者は、所定の手続きにより申し込むものとする。

- 2.会員の加入は役員会の承認を得るものとする。

第6条 会 費

会員は毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。

- 2.会費の金額は総会の議決を経て別に決める。
- 3.前項にかかわらず必要がある場合は、役員会の議決により臨時に徴収することができる。

第7条 脱 退

会員はあらかじめ本青年部に通知し脱退することができる。

- 2.会員は次の事由によって脱退する。

- ①会員たる資格の喪失
- ②死 亡
- ③除 名

第8条 除 名

本青年部は、次の各号の1つに該当する会員を役員会の議決によって、除名することができる。

- ①1年間以上にわたって会費の納入、その会員たる義務を怠った者。
- ②本青年部の対面を傷つけ、又その目的遂行に反する行為を行った者。

【第3章】 役 員

第9条 役 員

本青年部に次の役員を置く。

| | |
|------|-------------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 4名以内 |
| 専務理事 | 1名 |
| 理 事 | 30名以内（但し、出向理事は員数に含めない。） |
| 監 事 | 2名 |

2. 理事は、正副委員長及び出向者（但し、会長経験者を除く。）で構成する。

3. 出向理事とは、理事であって正副委員長でない者をいう。

第10条 役員を選出

役員は、総会において会員の中から推薦し、会津若松商工会議所会頭が委嘱するものとする。

第11条 役員の仕事

会長は本青年部を代表し、部務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。

3. 専務理事は、円滑な事業推進のため会長・副会長を補佐し、部務を総括する。

4. 理事は会長・副会長及び専務理事を補佐し部務を処理する。

5. 監事は本青年部の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第12条 役員の仕事

役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠又は増員で選任された役員の仕事は、前任者又は他の在任役員の仕事期間と同一とする。

3. 出向理事の仕事は、出向先上部団体の仕事に従うものとする。

【第4章】 総会及び役員会

第13条 総 会

総会は通常総会と臨時総会の2種とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めた時に開催する。

2. 総会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 総会の議決は、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第14条 総会の決議事項

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- ①要綱の変更
- ②委員会の設置の承認
- ③役員の仕事及び解任
- ④事業計画及び収支予算の決定又は変更
- ⑤事業及び収支決算報告の承認
- ⑥会費の金額
- ⑦その他本青年部の運営に関する重要事項

第15条 役員会

役員会は、会長、副会長、専務理事、理事及び、監事をもって構成し、必要に応じ会長が招集してその議長になる。

第16条 役員会の決議事項

次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- ①総会に提案すべき事項
- ②会員加入の承認及び除名
- ③出向者の選出
- ④本青年部の事業及び運営に関する事項

第17条 報告義務

会長は、総会及び役員会で議決された事項のうち、特に必要と認めるものについて、商工会議所会頭に報告しなければならない。

【第5章】 委 員 会

第18条 委員会

本青年部は、その目的を達成するために総会で決議された委員会を置き、会員はいずれかの委員会に所属し、任期は1年として各々の委員会は事業の企画と推進に努力する。

2.委員会には委員長1名、副委員長若干名を置く。

3.委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長になる。

第19条 委員会の審議事項

委員会は次に掲げる事項を審議し、役員会の承認を経て事業の主体となる。

①事業計画に関すること。

②事業の実施に関すること。

③その他委員会活動に必要な事項。

【第6章】 直前会長・相談役・顧問

第20条 直前会長・相談役・顧問

本青年部に直前会長及び相談役を置く。

2.直前会長は役員会に出席し、意見を述べる事ができる。

3.相談役は、役員会の承認を得て会長経験者に会長が委嘱する。

4. 上記以外に会長が必要と認める場合には、役員会の承認を得て顧問を委嘱することができる。

【第7章】 会 計

第21条 事業年度

本青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 収 入

本青年部の経費は、会費・助成金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第23条 慶弔見舞金

本青年部の会員に対する慶弔の取扱いは別に定める。

【第8章】 雑 則

第24条 事務局

本青年部の事務局を会津若松商工会議所内に置く。

第25条 本要綱に定めのない事項については会長が定めることができる。

〈付 則〉

- 1、この要綱は、昭和60年11月22日より実施する。
- 2、設立当時の役員任期は、要綱第12条にかかわらず昭和60年11月22日より昭和62年3月31日までとする。
- 3、設立当時の会計年度は、要綱第21条にかかわらず昭和60年11月22日より昭和61年3月31日までとする。
- 4、本改正要綱は昭和61年5月14日より実施する。
- 5、本改正要綱は昭和62年5月15日より実施する。
- 6、本改正要綱は平成元年2月25日より実施する。
- 7、本改正要綱は平成2年10月12日より実施する。但し、要綱第9条については平成3年4月1日より実施する。
- 8、本改正要綱は平成7年4月1日より実施する。
- 9、本改正要綱は平成11年4月1日より実施する。
- 10、本改正要綱は平成13年4月1日より実施する。
- 11、第20条の改正要綱は平成15年4月1日より実施する。
- 12、第4条、第9条、第11条、第15条及び第20条の改正要綱は平成19年1月19日より実施する。
- 13、第4条、第9条、第12条、第16条、第20条の改正要綱は平成29年4月20日より実施する。
- 14、第12条及び第18条の改正要綱は平成30年10月25日に改正し、平成31年4月1日より実施する。

会津若松商工会議所
青年部年会費

預金口座振替依頼書

拾印

東邦銀行・会津信用金庫

福島銀行・会津商工信用組合 「 」 本店・支店 御中

住 所

ふりがな

口座名義

印

電話番号

私（当社）が会津若松商工会議所青年部に支払うべき会津若松商工会議所青年部・年会費を私（当社）名義の指定預金口座から口座振替の方法で支払いたく、下記事項確認の上依頼します。

| 指定口座種類・番号 | ①普通 ②当座 | 口座番号 | | | | | | | |
|------------------|--|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 振 替 日 | 5月 | | | | | | | | |
| 振替開始年月 振替金額 | 令和 年 月より 商工会議所青年部が発行する振替請求金額 | | | | | | | | |
| 確 認 事 項 | <ol style="list-style-type: none">銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払って下さい。振替日において請求金額が預金口座から払い戻すことのできる金額を超えるときは、私（当社）に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。この契約を解除するときは、私（当社）から銀行に書面により届け出します。尚、この届け出がないまま長期間にわたり収納期間から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。 | | | | | | | | |

印鑑は預金取引印（当座の場合はゴム印も）を押捺して下さい

本依頼書に不備のある場合は、下記該当箇所に○印をつけて商工会議所へご返送下さい。

- 1、口座番号相違
- 2、届け出印相違
- 3、該当口座なし
- 4、預金種類相違
- 5、届け出住所相違
- 6、その他

| | | | | |
|-----|--|----|----|--|
| 受付日 | | 検印 | 係印 | |
|-----|--|----|----|--|